

平成22年度第1回被災応急危険度判定連絡訓練

実施状況について

2010.06.08

○ 応急危険度判定とは

応急危険度判定は、地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性や建築物の部分等の落下・転倒の危険性を、できる限り速やかに判定し、復旧までの間の被災建築物の使用の危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係わる二次的災害を防止することを目的としています。

○ 連絡訓練の実施状況

今回は、平成22年6月8日（火）午前7時00分に双葉断層を震源とした震度6の地震が発生し、相双及びいわき管内の各地で被害が発生したという想定で訓練を実施しました。

被災した市町村から、本庁建築指導課への応急危険度判定士派遣要請があり、建築指導課から南会津建設事務所への判定士派遣要請を受けて、管内に在住する応急危険度判定士へ電話にて参集要請を行いました。参集要請の結果は以下のとおりです。

■県からの派遣要請受理	午前9時18分（派遣人数 5人）
■当事務所からの参集要請	午前9時18分～30分（トータル 12分間）
■総連絡者数	18人
■要請受理者数	6人

また、今回の連絡訓練に併せて、判定器材の点検も実施しました。

御協力いただいた応急危険度判定士の皆様、大変ありがとうございました。



↑電話による参集要請の様子



↑判定資材の確認作業の様子

この資料に関する問い合わせ

南会津建設事務所 建築住宅課 矢吹武之

電話 0241-62-5337